

1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
代 表 者	会長
所在地・連絡先	長野県上水内郡飯綱町大字芋川 181 番地 電話 026-253-8456 FAX 026-253-2907

2. 事業所の概要

(1) 名称所在地等

事業所の名称	グループホーム わが家
所在地・連絡先	長野県上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1 電話 026-257-1077 FAX 026-253-8818
事業所番号	2093400014

(2) 設備の概要

敷地	3,041 m ²			
建物	構 造	木造 2 階建		
	延べ床面積	745.89 m ²		
	利用定員	18 名 (ユニットふじ 9 名・ユニットつがる 9 名)		
居室	和室 6 畳 (一人部屋)	14 室	9.93 m ²	テラス付
	洋室 6 畳 (一人部屋)	2 室	9.93 m ²	
	洋室 7.5 畳 (一人部屋)	2 室	12.42 m ²	
居 間		2 室	9.93 m ²	
食 堂		2 室	30.64 m ²	
台 所		2 室	12.42 m ²	
浴 室 (脱衣室)		2 室	4.96 m ²	脱衣室 4.96 m ²
相談室		1 室	7.75 m ²	
多目的交流スペース		1 室	16.56 m ²	

(3) 職員体制

従 業 者 の 職 種	人 数	区分（介護福祉士数）				職務の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1（1）			業務全般の統括（介護業務兼務）
計画作成担当者	2		2（2）			入居者の介護計画の作成（介護業務兼務）
介護従事者	18	2	3（3）	13 （9）		日常生活の支援、援助
その他	4			3	1	調理・歯科衛生士

3. 運営理念

『～どんな時でもこの地域で暮らす私が主人公です～』

入居者本人が決定しわが家で生活していくための支援が適切に提供できるように配慮します。

4. 運営方針

入居者の心身の特徴を踏まえ、家庭的な雰囲気の中で、その有する能力に応じて日常生活上の支援を行い、入居者の不安解消と心身の機能維持ならびに家族の心身の負担軽減に努める。

5. サービス内容

(1) 個別援助計画

計画作成担当者が、入居者の課題を分析し入居者の抱えている問題点を明らかにし自立した日常生活を送って頂くために、短期、長期目標を見据えた計画を策定し入居者及び家族の承諾のもと計画に基づいた介護サービスを提供します。

(2) 入浴

入居者の身体状態に配慮の上、ゆっくりと入浴ができるように調整します。

(3) 食事（特別食や行事食の提供）

1日3度の食事を提供いたします。午前・午後には、お茶の時間を設けます。

(4) 健康管理

入居者の健康管理に留意し、異常の早期発見に努めます。又協力医療機関等との連携に努めます。通院・入院の際は、基本的にはご家族の協力・対応をお願い致します。職員で対応可能な場合もありますのでその際はご相談下さい。

(5) 介護

入居者の意志及び人格を尊重しその方の立場にたち、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活が営めるような介護を行います。

常に明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や各家庭との結びつきを重視しながら、ボランティア

団体、福祉、保健、医療等の様々な機関との連携に努めます。

(6) 機能訓練

入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善と維持のために機能訓練を行います。

(7) 生活相談

入居者の置かれている環境を的確に捉え、入居者とその家族に適切な相談等の受付を行います。

(8) レクリエーション

施設内外で、適宜レクリエーション、行事などを開催いたします。

(9) 理髪サービス

施設内に理容師が来所しますので、希望される場合は実費お支払い下さい。
行きつけの場所があるようでしたら、ご相談下さい。

(10) 行政手続き代行

入居期間中に次の内容について行政手続きの代行を行います。

- ① 国民健康保険証（本人分）の更新
- ② 年金の現況報告
- ③ 要介護認定申請・更新手続き

(11) 日常費用支払い代行

入居期間中に次の内容についての費用の支払い代行を行います。

- ① 社会保険料の支払い（健康保険料・介護保険料）
- ② 医療費の支払い（高額なものを除く）
- ③ 嗜好品、日用品、衣類等の購入
- ④ その他本人が希望するものに対する支払い

(12) 所持品保管管理

入居期間中に次の所持品等についての保管を行います。

- ① 入居生活上必要な身の回りの物（衣類・雑貨・家具・介護用品等）
- ② 貴重品（高額なものを除く）
- ③ 財布（日用品支払いのため）
- ④ 預金通帳及び印鑑

6. 利用料金

(1) 認知症対応型共同生活介護費一日当りの利用料

要介護度	認知症対応型共同生活介護費
要支援 2	749 円
要介護 1	753 円
要介護 2	788 円
要介護 3	812 円
要介護 4	828 円
要介護 5	845 円
初期加算（初めての月のみ）	30 円/月
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円
夜間支援体制加算Ⅱ	25 円
栄養管理体制加算	30 円/月
口腔衛生管理体制加算	30 円/月
退去時相談援助加算（1 人 1 回）	250 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計×18.6%

（２）その他の料金

- ① 食事（おやつ代含） 1 日あたり 1,300 円
- ② 家賃 1 ヶ月あたり 36,000 円
- ③ 理美容費 1 回あたり 理美容院へ実費を支払っていただきます。
- ④ 光熱水費 1 ヶ月あたり 17,000 円
- ⑤ 日常生活費 実費分
- ⑥ クリーニング代・個人使用に関するものの費用は実費自己負担になります。

（３）入居時にかかる費用（初回のみ）

- ①敷金 50,000 円
- ②預かり金 150,000 円
（退去時に修繕の為、室内クリーニング・エアコンクリーニング費用等精算後返金します）

（４）支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求をいたしますので、25 日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行します。
お支払い方法は、現金、銀行振込、口座自動引き落としの中からご契約の際に選んで頂けます。

7. 入退居の手続き

（１）入居手続き

居室で使われるもの（ベッド、寝具、電灯、カーテン、タンス等）は、各自ご用意ください。但し、ベッド等料金がかかりますが、用意できるものもありますので、ご相談下さい。

（２）退所手続き

- ①入居者のご都合で退去される場合
退所を希望する日、30 日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。この場合 7 日以内に居室を空け渡し下さい。（居室が空くまで家賃と光熱費がかかります。）

- ・入居者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援 1 と認定された場合
- ・入居者がお亡くなりになった場合

⑤ その他

- ・入居者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告されたにもかかわらず支払いがない場合、又入居者やご家族などが、グループホームや従業者に

対して、本契約を継続しがたいほどの背信を行った場合は退所していただく場合があります。この場合契約終了7日前までに文書で通知いたします。

- ・入居者が医療機関に入院し、明らかに14日以内に退院できる見込みがない場合は文書で通知の上契約を終了させていただきます。医師の診断により退院が見込まれる場合は利用者、事業者協議の上契約解除を延長することができます。
- ・入居者の身体状況（寝たきり等になった場合）、精神状況（他人に危害を及ぼす場合等）がグループホームでの共同生活に適さない状態になったとき、身元引受人と相談の上契約を終了させていただくことがあります。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合には、契約を終了し退所していただくことがあります。この場合には、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

8. 利用にあたっての留意事項

（1）面会

面会時間は原則として、8時30分から18時30分。それ以外の時間については職員へお申し出下さい。

（2）外出・外泊

原則として、2日前までに管理者にお申し出下さい。

（3）飲酒・喫煙

飲酒は原則として自由です。ただし、健康を害す飲酒及び周囲に迷惑を及ぼす飲酒については、制限があります。喫煙については指定場所にて原則自由にできます。但し火災等の危険性がありますので管理者より指示がある場合があります。

（4）設備・器具

設備及び器具の使用については、管理者もしくは介護職員にお申し出下さい。

（5）所持品等の持ち込み

衣類、雑貨、家具等の持ち込みは占有空間の制約がありますので管理者へ相談の上お持ちになってください。

（6）受診

受診は原則ご家族に行っていただきます。ただし、やむを得ない場合は職員が付き添うことができますがその場合は規定に従い実費をいただきます。

（7）ペット

ペットの持ち込みは、原則として禁止いたします。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態等の変化があった場合は医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元保証人に速やかに連絡いたします。

10. 非常災害対策

火災、地震、水害等の非常災害に関して、「飯綱町防災計画」に準じて危機管理対応マニュアルを策定し災害時の対応、防災設備の点検・管理・定期的な防災訓練、職員に対する防災教育を鳥居川消防署の協力のもと行います。又、地域と災害にかかわる協力応援体制に関する協定書を結び日頃より連携を図ることに努めています。

11. 虐待防止について

（1）事業者は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、指針を整備し次の措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止責任者は管理者です。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業者は、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報します。

1 2. 身体拘束等の禁止について

(1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

①身体拘束等の適正化のための指針の整備

②従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

1 3. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント向上に向けて取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

⑥意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 4. 感染症対策について

事業者は事業所において感染症が発生した場合、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について職員に周知徹底を図ります。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 5. 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. サービス内容に関する相談・苦情

(1) グループホームに対する苦情の窓口を設置しております。

担当・・・管理者

電話 026-257-1077 FAX 026-253-8818

飯綱町社会福祉協議会 福祉サービス苦情解決実施規程に基づき、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しています。

担当・・・事務局長

電話 026-253-8456 FAX 026-253-2907

(2) 自己評価・外部評価の実施状況

実施日：令和7年4月 結果の開示：実施

(3) その他

上記以外に市町村・国民健康保険団体連合会に相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

*市町村名 飯綱町役場保健福祉課 電話 026-253-4764

*長野県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係 電話 026-238-1550

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護 グループホーム「わが家」利用にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書について説明しました。

事業者

所在地 長野県上水内郡飯綱町倉井 2907-1

名称 飯綱町社会福祉協議会 グループホーム「わが家」

説明者 印

私は、契約書及び本書面により事業者から指定認知症対応型共同生活介護グループホーム「わが家」についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

身元保証人

住 所

TEL () 携帯電話 - -

氏 名 印

緊急時連絡先1

連絡者名 (入居者との続柄)

TEL () 携帯電話 -

勤務先 TEL ()